

平成30年5月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	平成30年5月25日(金)午後3時30分	
会議場所	阿見町役場 第302会議室	
出席委員	出席者 教育長 菅 谷 道 生 委員 田 邊 勉 委員 立 原 順 子 委員 中 島 雅 己 委員 岡 田 治 美	欠席者
委員以外の出席者	教育次長 学校教育課長 指導室長 生涯学習課長兼中央公民館長 給食センター所長 学校教育課主事	
議 題	<p>報告第 10号 学校評議員の委嘱の専決について</p> <p>報告第 11号 図書館協議会委員の解任の専決について</p> <p>報告第 12号 図書館協議会委員の委嘱の専決について</p> <p>報告第 13号 いきいき学びの町AMI推進会議委員の解任の専決について</p> <p>報告第 14号 いきいき学びの町AMI推進会議委員の委嘱の専決について</p> <p>報告第 15号 阿見町ふるさと文芸検討委員会委員の委嘱の専決について</p> <p>報告第 16号 阿見町社会教育委員の委嘱の専決について</p> <p>報告第 17号 阿見町文化財保護審議会委員の委嘱の専決について</p> <p>議案第 25号 阿見町スクールカウンセラー等設置規則について</p> <p>議案第 26号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 27号 平成30年度阿見町一般会計補正予算案(教育費)について</p> <p>平成30年5月教育業務報告及び平成30年6月教育業務予定</p>	
傍聴者	なし	
議 事 概 要		
教育長	<p>阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより、5月教育委員会定例会を開会します。</p> <p>まず、会議録の確認ですが、4月の教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。</p>	
委員	<p>異議なし。</p>	
教育長	<p>次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、田邊委員を指名します。</p> <p>次に、審議事項に入ります。</p>	

事務局	<p>それでは、報告第10号について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>○報告第10号 学校評議員の委嘱の専決について</p> <p>資料の1～3ページをご覧ください。報告第10号につきましては、学校評議員の委嘱の専決になります。新規の方が16名、継続の方が34名です。新規の方の男女の内訳は、男性12名、女性4名となっています（個人情報の内容は非公開）。報告は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第10号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>全部で50名の学校評議員の方がいますが、その中で、女性は15名となっています。男女共同参画の観点からも、来年度は女性の学校評議員の方がもっと増えても良いのではないかと思います。</p>
教育長	<p>ご意見ありがとうございます。各学校にもお伝えしたいと思います。それでは、報告第10号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、報告第10号については承認されました。</p> <p>次に、報告第11号及び報告第12号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○報告第11号 図書館協議会委員の解任の専決について</p> <p>○報告第12号 図書館協議会委員の委嘱の専決について</p> <p>資料の4～7ページをご覧ください。図書館協議会委員の解任と委嘱の専決になります。</p> <p>様々な団体の代表者の方に図書館協議会委員を委嘱していますが、今年4月の異動等に伴い、3名の委員を解任し、3名の委員を委嘱する専決をさせていただきました（個人情報の内容は非公開）。報告は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第11号及び報告第12号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、報告第11号及び報告第12号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、報告第11号及び報告第12号については承認され</p>

事務局	<p>ました。</p> <p>次に、報告第13号及び報告第14号について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>○報告第13号 いきいき学びの町AMI推進会議委員の解任の専決について</p> <p>○報告第14号 いきいき学びの町AMI推進会議委員の委嘱の専決について</p> <p>資料の8～11ページをご覧ください。いきいき学びの町AMI推進会議委員の解任と委嘱の専決になります。</p> <p>いきいき学びの町AMI推進会議委員の任期は平成29年4月1日～平成31年3月31日までの2年間ですが、平成30年4月の異動等に伴い、2名の委員を解任し、2名の委員を委嘱する専決をさせていただきました。任期は、前任者の残任期間である平成30年4月1日～平成31年3月31日です（個人情報の内容は非公開）。報告は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第13号及び報告第14号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、報告第13号及び報告第14号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、報告第13号及び報告第14号については承認されました。</p>
事務局	<p>次に、報告第15号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○報告第15号 阿見町ふるさと文芸検討委員会委員の委嘱の専決について</p> <p>資料の12～13ページをご覧ください。報告第15号につきましては、現在、ふるさと文芸検討委員会委員の方が7名おります。そのうち5名の方には、引き続き本年度もふるさと文芸検討委員会委員を務めていただき、新たに2名の方にふるさと文芸検討委員会委員を務めていただくことになりましたので、その専決をさせていただきました（個人情報の内容は非公開）。報告は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第15号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、報告第15号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>

委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第15号については承認されました。
事務局	次に、報告第16号について事務局より説明をお願いいたします。 ○報告第16号 阿見町社会教育委員の委嘱の専決について 資料の14～15ページをご覧ください。報告第16号につきましては、現在、社会教育委員の方が9名おります。そのうち3名の方には、引き続き本年度も社会教育委員を務めていただき、新たに6名の方に社会教育委員を務めていただくことになりましたので、その専決をさせていただきました。 また、あと1名の方を社会教育委員として委嘱する予定です（個人情報に関する内容は非公開）。報告は以上です。
教育長	ただいま事務局より、報告第16号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。
委員	年間で、社会教育委員の定例的な会議はどれくらいあるのですか。
事務局	定例的な会議はありませんが、教育委員会の諮問に応じることが職務内容の1つに位置付けられています。
教育長	社会教育委員の方には、図書館や公民館、予科練平和記念館等の社会教育に関する内容についてご意見をいただいています。 それでは、報告第16号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第16号については承認されました。
事務局	次に、報告第17号について事務局より説明をお願いいたします。 ○報告第17号 阿見町文化財保護審議会委員の委嘱の専決について 資料の16～17ページをご覧ください。報告第17号につきましては、現在、文化財保護審議会委員の方が8名おります。そのうち7名の方には、引き続き本年度も文化財保護審議会委員を務めていただき、新たに1名の方に文化財保護審議会委員を務めていただくことになりましたので、その専決をさせていただきました（個人情報の内容は非公開）。報告は以上です。
教育長	ただいま事務局より、報告第17号の説明がございましたがご質問等

	<p>ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、報告第17号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第17号については承認されました。
事務局	<p>次に、議案第25号について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>○議案第25号 阿見町スクールカウンセラー等設置規則について</p> <p>資料の18～21ページをご覧ください。専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置を拡充し、教育相談体制の充実や問題行動等の未然防止、早期発見・解決を図るため、阿見町スクールカウンセラー等設置規則を制定します。承認をよろしくお願いします。</p>
教育長	ただいま事務局より、議案第25号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。
委員	今まで、阿見町にスクールカウンセラーはいなかったのですか。
事務局	<p>県から派遣されているスクールカウンセラーはいますが、町では雇用していませんでした。</p> <p>現在、県から派遣されているスクールカウンセラーは2名で、町内3中学校と2小学校の5校に対して2名が配置されています。県のスクールカウンセラーが配置されていない5つの小学校に対し、町で雇用するスクールカウンセラーを配置する予定です。</p>
事務局	1つ補足させていただきます。新町長の公約の中にスクールカウンセラーの配置拡充があります。今回の規則の制定は、教育委員会だけでなく、新町長の思いもあり実現しました。
委員	町雇用のスクールカウンセラーは非常勤ということですが、常勤にすることは難しいのでしょうか。5つの小学校に対し1名のスクールカウンセラーを配置するのであれば、常勤でないと対応しきれないのではないかと思います。
教育長	スクールカウンセラーの人材が限られているだけでなく、スクールカウンセラーの資格を持たれている方が少ないです。また、非常勤から常勤になると人件費も高くなってしまうため、現状では難しいです。
委員	<p>職務内容の中に、カウンセリング等に関する情報の収集・提供や校内研修等の充実と書かれています。</p> <p>スクールカウンセラーの方が直接カウンセリングをするだけでなく、校内研修等で先生方のカウンセリング力を高め、学級経営等の中で生か</p>

	<p>せるようにすることも、スクールカウンセラーの大切な仕事の1つだと思ひます。なので、スクールカウンセラーの方を1人でも確保して、先生方のカウンセリング力を高めていただきたいと思ひます。</p>
教育長	<p>それでは、議案第25号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第25号については承認されました。</p> <p>次に、議案第26号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第26号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>資料の22～23ページをご覧ください。議案第26号につきましては、スクールカウンセラーの雇用に伴う報酬等を定めるものです。スクールカウンセラーの時間額が5,000円、準スクールカウンセラーの時間額が3,500円となります。承認をよろしくお祈りします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第26号の説明がございましたがご質問等ありましたらお祈りします。</p>
委員	<p>スクールカウンセラーと準スクールカウンセラーの時間額が異なりますが、職務内容は同じですか。</p>
事務局	<p>職務内容の違いはないと思ひます。時間額については、現在、県から派遣されているスクールカウンセラーの方と同額になっています。</p>
教育長	<p>それでは、議案第26号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第26号については承認されました。</p> <p>次に、議案第27号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第27号 平成30年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について</p> <p>資料の24～27ページをご覧ください。第2回阿見町議会定例会で提出する一般会計補正予算案の教育費について記載しています。</p> <p>歳出については、教育費全体で増額補正となります。主なものとしては、教育総務費の事務局費で、町長公約の新入生入学祝い品、スクールカウンセラーの報酬に伴う増額となります。新入生入学祝い品につつま</p>

	<p>しては、当初ランドセルの配付を考えていましたが、ランドセルの準備が間に合わないため、来年度の新入生にはプレミアム商品券を配付します。中学校費の学校管理費で、阿見中学校屋上防水工事及び竹来中学校屋上防水・外壁修繕工事の設計業務に伴う増額。また、あさひ小学校開校に伴い生徒数の増加が予想されるため、朝日中学校増築工事の工事費を計上しています。社会教育費では、社会教育総務費等の増額。保健体育費では、総合運動公園のフットサルコート人工芝改修等に伴う増額となっております。</p> <p>歳入については、朝日中学校増築工事に伴う公立学校施設整備費負担金・学校施設整備事業債の増額。フットサルコート人工芝改修に伴うスポーツ振興くじ助成金の増額となっております。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第27号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>竹来中学校の外壁工事に関する設計業務費がありましたが、校舎の外壁がきれいになるということですか。</p>
事務局	<p>外壁をきれいにするだけでなく、経年劣化に伴う外壁の修繕や屋上防水工事も行う予定です。ただ、竹来中学校よりも阿見中学校の経年劣化が激しいため、来年度に阿見中学校の屋上防水工事、再来年度に竹来中学校の工事を行います。今回の補正予算では、これらの工事に伴う設計業務費を計上しています。</p>
事務局	<p>これらの設計業務及び新入生入学祝い品事業、スクールカウンセラーの配置拡充事業については、新町長の政策に伴い予算計上しました。</p> <p>また、新入生入学祝い品事業については、公立・私立に関わらず、小学校1年生になる方が対象となります。</p>
委員	<p>朝日中学校の増築工事についてですが、本郷小学校にあった校舎を朝日中学校に移動するのですか。</p>
事務局	<p>本郷小学校には増築した校舎が2棟ありましたが、片方は賃貸借期間の終了に伴い撤去となりました。</p> <p>現在、本郷小学校に残っている校舎と同じような校舎を朝日中学校に増築します。今回撤去されたような簡易校舎ではなく、永年校舎を増築します。</p>
教育長	<p>それでは、議案第27号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第27号については承認されました。</p> <p>次に、5月の教育業務報告及び6月の教育業務予定を事務局からお願いいたします。</p>

事務局	<p>○平成30年5月教育業務報告</p> <p>1日教育委員会定例管理職会、教員評価面談、2日教員評価面談、教科領域指導員研修会、町学校長会歓迎会、7日農協副組合長教材贈呈、町校長会、学校長面会、8日学校長面会、町教頭会、郡教務主任会研修会、9日予科練平和記念館歴史調査員活動報告、学校長面会、行政改革推進本部会議、10日関東乳業面会、町子連会長面会、11日教員評価面談、町教務主任会、阿見町合同研修会開講式、12日町PTA連絡協議会総会・歓送迎会、14日国体推進本部会、15日学校長面会、17日町小学校陸上記録会、18日平成30年度阿見町保護司協議会総会、スポーツ少年団本部総会、20日第51回予科練戦没者慰霊祭、21日防災会議、庁議、共同実施会議、22日国体実行委員会総会、23日議会全員協議会、24日いきいき学びの町AMI推進会議、家庭教育座談会説明会、図書館協議会、25日館長訪問、教育委員会定例会、28日平成30年度第1回市町村教育委員会教育長会議、平成30年度茨城県市町村教育委員会連合会定期総会、29日社会教育委員会、部課長会議、県南教育長連絡協議会、30日教育委員会定例管理職会、31日阿見町交通対策協議会総会、阿見町青少年問題協議会、町教頭会</p> <p>○平成30年6月教育業務予定</p> <p>1日町教務主任会、5日議会定例会開会、6日阿見第一小学校創立記念日、12日所課長訪問に係る事前面談、中学生タスキ贈呈式、14日所課長訪問に係る事前面談、15日計画訪問、19日所課長訪問、議会定例会閉会、20日所課長訪問、21日所課長訪問、いじめ問題対策連絡協議会、22日平成30年度北関東町村教育長会定期総会並びに研修会、23日平成30年度北関東町村教育長会定期総会並びに研修会、25日計画訪問、教育委員会定例会(予定)、26日町校長会、28日町教頭会、阿見町行政改革推進本部会議、29日計画訪問</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、5月の教育業務報告及び6月の教育業務予定について説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>いじめの重大事態に係る報告書について報告いたします。</p> <p>いじめ防止対策推進法では、いじめにより児童等が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、町長に報告することが義務付けられています。この規定に該当する事態が発生したので、皆様に報告いたします。</p> <p>事態の概要としては、友達からの悪口が原因で不登校が続いているお子様がいます。現在のところ、放課後登校やスクールソーシャルワーカーの方との面談により、当初よりは良い状態になってきております。ただ、被害者側の要望により詳しい聞き取りができておらず、明確な原因が分かっていない状況です。様子を見ながら、状況の確認等の対応を進めていきたいと思っております(個人情報の内容は非公開)。</p>

教育長	法律では当事者に対する聞き取り等を行うことが明記されていますが、被害者の方の気持ちを見向きして進めることはできないので、今後も被害者の方に寄り添った対応をしていきます。
委員	話を聞いて、お子様だけではなく、保護者の方も支えてあげる必要があると思いました。保護者の方にペースを合わせて、話を聞くことができる方がいると良いと思います。
委員	疑いがある場合に報告する義務があるとのことなので、事実確認等を進めた結果、いじめではなかったという結論になる可能性もあると思います。このことを踏まえて、この事実を捉える必要があると思います。 また、この事実があったことを冷静に把握した上で、当事者の方に寄り添いながら話し合いを進めていくという意識を持つことが必要だと思います。
教育長	いじめ防止対策推進法の報告義務に該当するお子様が阿見町にもいることをご理解いただきたいと思います。また何か進展がありましたら、ご報告させていただきます。 それでは、その他連絡事項について説明をお願いいたします。
事務局	その他連絡事項について説明いたします。 (その他連絡事項については下記記載のとおり)
教育長	ありがとうございました。その他ございませんか。 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	○次回の教育委員会 平成30年6月25日(月)午後3時30分 ○教育委員会事務局の各担当部署からの報告連絡 ・あさひ小学校の創立記念日の制定について 創立記念日：11月30日 ・学校閉庁日の設定等について 学校閉庁日：平成30年8月12日(日)～8月16日(木) ・国体開催に伴う平成31年度の運動会日程について ・総合教育会議の日程(案)について 日程(案)：7月24日(火)午後1時30分～
閉会	午後 5：20

議事録署名

平成 年 月 日

教 育 長

委 員